



障がいのある子どももいっしょに

～子どもや保護者との建設的な対話を進めましょう～



令和3年6月に改正障害者差別解消法が公布され、事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されることとなりました。令和6年4月1日に施行されることとなっていますが、大阪府においては、大阪府障がい者差別解消条例が令和3年4月に改正されており、府内事業者による「合理的配慮の提供」が既に義務化されています。

府内の幼稚園や保育園、認定こども園も事業所の一つにあたり、障がいのある子どもに対して、「不当な差別的取扱い」をしてはいけません。負担が重くなりすぎない範囲で、その子どもにとって適切な「合理的配慮の提供」を考え、実施する必要があります。

◆ “インクルーシブ保育・教育はインクルーシブ社会の礎”



このエピソードの詳細は

NHK 厚生文化事業団 HPへ

大阪府内の保育園でのできごとを紹介します。

全盲の女の子を受け入れた保育園で、「しっぽ鬼」をする機会がありました。

保育士は「保育士が手をつないでいっしょに走れば楽しめるのでは」と考えました。

するととある園児が「音ならわかるんじゃない？」として、

しっぽに鈴をつけるアイデアを提案しました。

本人と話し合い、実際にやってみると、彼女はひとりで多くのお友達を捕まえることができました。

➤ これは、大人よりも柔軟な発想で、子どものほうから「どうすれば一緒に遊べるか」、ごく自然に考えることができた事例です。「合理的配慮」とは何も難しいことはありません。ちょっとした工夫や発想の転換によって、障がいのある子どもも一緒に楽しむことができます。

※このエピソードは、NHK 厚生文化事業団の「第57回 NHK 障害福祉賞入選作品集」から一部を引用しています。



幼稚園や保育園、認定こども園などに入園する障がいのある子どもとその保護者は、はじめて外の世界に出ていくことになる方も多く、様々な不安を抱えています。

- ◆ 友達ができるだろうか
- ◆ 障がいを理由にいじめられたりしないだろうか
- ◆ 園での生活についていけるだろうか
- ◆ 運動会や遠足などの行事に参加できるだろうか
- ◆ そもそも、園に受け入れてもらえるだろうか…



もちろん、受け入れる側にも不安はあります。

- ◆ どのような障がいなのか、うちの園でうまく対応できるだろうか
- ◆ 周りの子どもは受け入れてくれるだろうか、いじめられたりしないだろうか
- ◆ どのような配慮をすればいいのか、ケガをさせてしまわないか…

これらの「漠然とした不安」から受入を拒否したり、退園を求めたりすることは、障がいを理由とした「不当な差別的取扱い」にあたります。





お互いの不安を解消する（適切な合理的配慮を考える）ためには、
お互いを知ること（建設的な対話）が最も大切です。

建設的な対話のポイント

障がいの特性は、人によって様々であり、「合理的配慮」も求められる場面や状況によって異なりますので、個々の希望や状況に応じて、適切な配慮と一緒に考えていくことが重要です。

たとえ障がいと同じでも、Aさんに提供した合理的配慮が、Bさんにとっては必要のない配慮であったり、Bさんには合わずにかえってしんどくさせてしまう場合もあります。

建設的な対話によってお互いを理解したうえで、必要な配慮、できることと難しいことを話し合い、可能な配慮や工夫と一緒に考えるなど、柔軟な対応ができればトラブルは避けられます。

それでも、園や先生方の「不安」が先行してしまうこともあるかと思います。

「もし何かあったらいけないので、●●は他の子と一緒にさせられない」

「もし何かあったらいけないので、保護者の同伴を条件にします」

「遠足等の行事は遠慮してほしい」「手間がかかるので受け入れられない」…

などといった漠然としたリスクや不安から、利用を制限したり条件を付けたりすることは、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」にあたる場合もありますので、そうした対応は避けましょう。

あくまでも、個別具体的に検討し、必要な対応を考える必要があります。

もし、子どもや保護者が求める内容が過重な負担になるような場合は、別の方法を提案するなど、できるかぎりお互いが納得できる結論に至ることができるよう、対話を重ねましょう。

「どう工夫すれば、障がいのある子どもを受け入れられるか」

「どう工夫すれば、ほかの子どもと同じスタートラインに立って一緒に楽しく過ごせるか」

という視点で考えることが大切です。

そうした工夫を考える姿勢は、障がい者のある子どもだけでなく、他の子どもの教育・保育にも必ず活かすことができると思います。ぜひ、一緒に考えていきましょう。

◆相談窓口について

- 大阪市では、障がいを理由とする差別に関する相談窓口を各区役所のほか、各区障がい者基幹相談支援センター、地域生活支援センター（生活支援型）、大阪市人権啓発・相談センターに設置しています。

詳しくは、大阪市福祉局のホームページをご確認ください。

大阪市障がい者差別相談窓口

検索



- また、対応を迷われる場合については、大阪市福祉局障がい福祉課（06-6208-8075）にご連絡ください。